

工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移転工場の敷地の再利用について、移転等を行う事業者に対して適切な対応を促すことにより、都市機能との調和及び地域産業の持続的な振興を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移転等 県内工場における生産設備の移設、撤去、又はその敷地若しくは建物の譲渡若しくは貸付等により、生産機能が廃止されることをいう。ただし、当該敷地面積が概ね2ヘクタール以上のものに限る。
- (2) 移転工場 移転等が行われる工場をいう。
- (3) 移転事業者 移転等を行う事業者をいう。
- (4) 移転等の実施予定日 移転等により、生産設備の移設、撤去が完了する予定の日、又は敷地若しくは建物の譲渡若しくは貸付等によって引き渡す予定の日のいずれか早い日をいう。

(届出書の提出)

第3条 移転事業者は、移転等の決定の後、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した工場移転等届出書（以下「届出書」という。）を作成し、これを知事に提出するものとする。

- (1) 移転事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
 - (2) 移転工場の名称及び所在地
 - (3) 移転工場の規模
 - (4) 移転等の理由
 - (5) 移転等を実施する予定の日（以下「実施予定日」という。）及び実施予定日までの日程
 - (6) 移転工場における従業員数並びに移転等の実施後の従業員に対する対応及び雇用に関する対策
 - (7) 移転等の実施による下請事業者及び取引先事業者への影響とその対策
 - (8) 移転等の実施後の移転工場の敷地の再利用の方針
- 2 届出書には、移転工場の位置図並びに移転工場の施設及び設備の配置図を添付するものとする。

(計画書の提出)

第4条 移転事業者は、原則として移転等の実施予定日の6月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した移転工場の敷地の再利用計画書（以下「計画書」という。）を作成し、これを知事に提出するものとする。なお、移転等の決定の日から移転等の実施予定日まで6月の期間に満たない場合は、計画書を速やかに知事に提出するものとする。

- (1) 移転事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 移転工場の名称及び所在地
- (3) 移転工場の規模（届出書に記載した規模から変更のある場合に限る）
- (4) 移転等の実施後における移転工場の敷地の再利用計画（以下「敷地利用計画」という。）
- (5) 移転工場が所在する市町の長（以下「地元市町長」という。）との敷地利用計画に関する協議状況

2 前項第4号の敷地利用計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 移転等実施後の敷地を所有し又は管理する事業者の氏名又は名称
- (2) 移転等実施後の敷地を再利用する主体となる事業者の氏名又は名称
- (3) 移転等実施後の敷地に整備する機能、施設の内容、規模等事業の概要
- (4) 周辺環境への配慮
- (5) 移転等実施及びその後の敷地利用の日程
- (6) その他、知事が必要と認める事項

3 移転事業者は、計画書の知事への提出に際し、前項に定める敷地利用計画の内容について、事前に地元市町長との協議を行うものとする。

4 知事は、移転事業者から、敷地利用計画について、関係機関と協議が行われていること等により内容が定まっていない旨、又は新たな生産活動の実施を検討する旨の申し出があった場合については、期限を定めて計画書の提出を猶予することができる。

（地元市町長からの意見聴取）

第5条 知事は、前条に定める計画書の提出があったときは、その内容について、地元市町長の意見を聴取することとする。

（工場敷地再利用審議委員会の設置）

第6条 知事は、計画書の内容について、必要があると認めるときは、学識経験者等により構成する工場敷地再利用審議委員会（以下「委員会」という。）において専門的立場からの意見を聴取するものとする。

2 委員会は、計画書の内容について、地元市町長の意見を踏まえて、都市機能との調和及び地域産業の持続的な振興を図る観点から知事に意見を述べるものとする。

3 委員会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

（知事意見の通知）

第7条 知事は、敷地利用計画と都市機能との調和及び地域産業の持続的な振興を図るために、計画書の内容に関する意見を有する場合には当該意見を、意見を有しない場合にはその旨を移転事業者に通知するものとする。

（修正計画書等の提出）

第8条 移転事業者は、前条による意見を踏まえて、計画書の全部又は一部を修正し、又は、講じようとする措置等を記載した対策書を作成し、前条の通知を受けた日から30日以内に、これを知事に提出するものとする。

2 知事は、移転事業者からの申し出により、前項に定める修正した計画書、又は対策書の期限内の提出が困難な特段の事情があると認める場合は、その提出期限を延長することができる。

(修正計画書等に対する知事意見の通知等)

第9条 知事は、移転事業者から前条第1項に基づき修正された計画書、又は対策書の提出があったときは、第7条の規定を準用し、知事の意見、又は意見を有しない旨を移転事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項に定める通知にあたって、必要と認めるときは、地元市町長及び委員会の意見を聴取するものとする。

(関係機関への情報提供)

第10条 知事は、移転事業者から届出書又は計画書等(第8条第1項に基づき修正された計画書又は対策書を含む。)の提出があったとき、知事の意見又は意見を有しない旨を通知したときは、それぞれの内容について、関係機関に情報提供を行うものとする。

(勧告及び公表)

第11条 知事は、移転事業者が次の各号のいずれかの事由に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 正当な理由なくこの要綱に定める手続きの全部又は一部を行わないとき。

(2) 虚偽の記載をした届出書、計画書等(第8条第1項に基づき修正された計画書又は対策書を含む。)並びに第3条第2項に規定する図面を提出したとき。

(3) 修正された計画書又は対策書において、なお移転事業者が講じようとする措置の内容が不十分であるため、敷地利用計画と都市機能との調和を図ることができず、かつ地域産業の持続的な振興に著しい支障が生ずると認めるとき。

2 知事は、前項の規定による勧告(同項第3号に該当する場合に限る。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、勧告を行った後も計画書等(第8条第1項に基づき修正された計画書又は対策書を含む。)が当該勧告の内容に沿って是正されず、この要綱の目的が達成されないと判断する場合は、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 第1項各号のいずれかに該当する事実

(2) 勧告の対象となった移転工場の名称及び住所、並びに移転事業者の氏名(当該移転事業者が法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第 12 条 この要綱の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 9 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に行われた移転等については、この要綱の規定は適用しない。

3 この要綱の施行の際、既に移転等が公表されている場合については、第 3 条は適用しない。